○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二

定める政令案 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンショ 参照条文 ンの建替え等の円滑化に関する法律の 部 を改正する法律の施行の施 日を

○マンションの 管理の 適正化の推進に関する法律及びマンショ ンの建替え等の円滑化に関する法律の 部を改正する法律 (令和二年法律第六十二

該各号に定める日から施行する。 条 この法律は、 [施行期日] 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

兀 二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定(「第百五条」を「第百五条の二」に改める部分に限る。)、同法第八十第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十三条第二項の改正規定、第 て同じ」を加える部分に限る。)、同法第三章第一節中第百五条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条に一項を加える改正規定 一びに次条第一項並びに附則第三条第一項、第四条及び第八条の規定公布の日 [条の改正規定、同法第百一条に一項を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定(同項中「をいう」の下に「。第百五条の二におい

超えない範囲内において政令で定める日 改正規定、 法第四十八条第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定(同条第三項にただし書を加える部分を除く。)、同法第七十三条に一項を加える 法第百十二条を改め、 第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第百六条の改正規定、同法第百九条の改正規定、同法第百十一条を削る改正規定、 同法第八十三条第一号の改正規定及び同法第四十一条の十第一項の改正規定並びに次条第二項の規定公布の日から起算して九月を 同条を同法第百十一条とし、同法第百十二条の二を同法第百十二条とする改正規定、 同法第四十七条の改正規定、同

る部分に限る。)、同法第百二条の改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、同法第百六条の改正規定、同法第百八条の改正規定(同条第 改正規定並びに附則第三条第二項の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 項の改正規定を除く。)、同法第百九条の改正規定並びに同法第百十条各号、第百十三条、第百十四条第一項及び第二項並びに第百十五条 第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一条の改正規定(同条中「倒壊」の下に「、老朽化したマンションの損壊」 を加え